

3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	その他の非課税分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	2,629,690	402,740	33,336,610	116,311	36,082,612	402,740
社	債	2,421,355	370,831	220,121	14,570,053	17,211,529	370,831
預貯金	銀 行 預 金	18,336,921	2,785,520	271,836	1,787,248	20,396,005	2,785,520
	銀行以外の金融機関の預金	15,249,747	2,322,619	457,371	10,940,829	26,647,947	2,322,619
	その他勤務先預金等の利子	3,683,049	563,462	7,278	1,102	3,691,430	563,462
合同運用信託の収益の分配		111,734	17,012	5,176	17,626	134,535	17,012
公社債投資信託の収益の分配等		126,641	18,963	—	10	126,651	18,963
小 計		42,559,137	6,481,148	34,298,393	27,433,180	104,290,709	6,481,148
定期積金の給付補てん金等		737,414	112,935	—	20,011	757,425	112,935
匿名組合契約等に基づく利益の 分配、生命保険等の差益		886,499	175,022	202,267	—	1,088,766	175,022
割引債の償還差益		—	—	—	—	—	—
計		44,183,050	6,769,105	34,500,660	27,453,190	106,136,900	6,769,105

調査対象等：平成25年2月から平成26年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額		支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
剰余金又は利益の配当、剰余金の分配、 基金利息の分配、特定投資法人の投資口 の配当等	108,654,885	22,187,327	8,402,005	14,914,087	1,065,910	131,970,977	23,253,237
投資信託（公社債投資信託及び公募公社 債等運用投資信託を除く。）及び特定受 益証券発行信託の収益の分配等	—	—	452,230	2,234,994	159,735	2,687,224	159,735
源泉徴収選択口座内配当等	—	—	—	46,942,489	3,353,897	46,942,489	3,353,897
計	108,654,885	22,187,327	8,854,235	64,091,569	4,579,542	181,600,689	26,766,870

調査対象等：平成25年2月から平成26年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整
所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源泉徴収税額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	71,325,487	5,097,525

調査対象等： 平成25年2月から平成26年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
給 与 所 得	俸 給 、 給 料 、 賞 与	1,330,600,206	43,942,093	7,942,404,451	199,340,404	9,273,004,657	243,282,497
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	3,276,126	102,703	94,664,391	1,448,410	97,940,517	1,551,113
	計	1,333,876,332	44,044,796	8,037,068,841	200,788,814	9,370,945,174	244,833,610
退 職 所 得		123,893,403	2,015,762	87,471,468	3,223,376	211,364,872	5,239,138
災害減免法により徴収猶予したもの		—	—	—	270	—	270

調査対象等： 給与等の支払者から平成26年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成25年2月から平成26年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

- 用語の説明： 1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公社、公団、公庫、事業団、日本政策金融公庫、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。）を集計したものである。
- 2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。
- 3 「徴収猶予」とは、通常法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	8,910,786	957,675
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	34,073,354	4,648,612
	診療報酬	43,510	3,792
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	26,979,717	1,958,980
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	1,128,209	127,989
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	14,345,600	1,012,906
	契約金・賞金	1,843,642	71,536
	小 計	87,324,818	8,781,490
法第203条の2該当（公的年金等）		18,810,118	378,185
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		23,376,816	141,753
法第174条該当（馬主が受ける競馬の賞金等）		289,514	9,431
計		129,801,266	9,310,858
災害減税法により徴収猶予したもの		—	—

調査対象等： 報酬・料金等の支払者から、平成26年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成25年2月から平成26年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支 払 金 額	源泉徴収税額
	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	12,454	701
剰余金又は利益の配当、特定投資法人の投資口の配当等、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配	4,915,227	225,571
匿名組合契約に基づく利益の分配	188,787	38,329
給 与 ・ 賞 与 等	627,154	118,154
退 職 所 得	-	-
役 務 の 報 酬	490	100
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	198,811	12,681
著作権の使用料又はその譲渡による対価	52,448	6,062
貸 付 金 の 利 子	73,233	12,286
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	167,298	35,790
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	1,774,942	200,673
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	832,736	170,261
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	268	55
賞 金	20,568	1,895
合 計	8,864,416	822,559

調査対象等：平成25年2月から平成26年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。